

三番瀬海岸親水施設一般開放キッチンカー募集要項

1. イベント概要

- (1) 名称 三番瀬海岸親水施設一般開放
- (2) 目的 三番瀬の自然環境に親しむ機会を創出し、市民の三番瀬に対する理解を深め、環境保全への意識を醸成する
- (3) 日時 令和7年10月19日(日) 午前10時～午前11時
令和7年11月16日(日) 午後1時30分～午後2時30分
令和7年12月14日(日) 午後1時30分～午後2時30分
令和8年1月18日(日) 午後1時30分～午後2時30分
令和8年2月15日(日) 午後1時30分～午後2時30分
令和8年3月22日(日) 午後3時～午後4時
- (4) 場所 浦安市三番瀬環境観察館、三番瀬海岸親水施設
- (5) 内容
三番瀬海岸親水施設の護岸部の開放、自然解説員による生物などの解説
- (6) 来場見込数
各回150名程度

2. 出店日時

「1. イベント概要 (3) 日時」のうち、すべての出店希望日時

ただし、出店希望日時が重複した場合や応募多数の場合は抽選を行い、出店日時を決定する。

なお、出店希望日における一般開放の実施時間外については、午前9時から午後5時まで出店可能とする。

詳細の出店時間については、出店可否の決定後に調整。

3. 出店場所

浦安市三番瀬環境観察館前

(主催者が指定する場所とする)

4. 募集台数

各回1台(計6台)

なお、応募多数の場合は抽選とし、出店日時も抽選とする。

5. 出店料

免除

6. 車両使用の制限

車体の平面積が 10 m²以内であること。

駐車台数は 1 店舗につき 1 台限りとする。

7. 出店条件と制限

(1) 出店条件

- ア 食品衛生法に基づく営業許可を有する者
- イ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有している者
- ウ 保健所が定める適正な衛生管理と加工（調理）及び適正な表示の貼付ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
- エ 生産物賠償責任保険（PL 保険）等に加入している者
- オ 別添誓約書に同意した者
- カ 本イベントの目的に賛同できる者

(2) 出店制限

次のいずれかに該当する場合は、出店できない。また、主催者が損害を被った際は、賠償請求できるものとし、出店取消により出店者が被る損害に対しては、市は一切責任を負わない。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（暴力団員法第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう）等と密接な関係を有する者
- イ 会場内で政治的活動、選挙運動、宗教活動を行うおそれがある者

8. 販売可能物品と条件

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物

- (1) 販売する食材は、安全が認められている食材を使用すること。
- (2) 酒類の販売は、これを認めない。
- (3) 調理・包装済みの飲食物を販売する場合は、食品表示法に基づき、名称、期限表示、製造者、販売者、アレルギー等を必ず表示をすること。
- (4) 販売価格は市場価格とし、不当な価格での販売は、これを認めない。
- (5) 出店者は、販売品及び出店に関わる一切の責任を負うこと。

(6) 申請時の販売品以外の販売及び宣伝行為は禁止。

9. 出店に際しての注意事項

(1) 車両の搬入搬出

ア キッチンカーの搬入搬出については、交通法規を遵守し、安全に行うこと。

イ 車両移動時以外は、千葉県環境保全条例第 56 条の規定に基づき、エンジンを停止させること。

(2) ごみ処理と清掃

ア 「イベントごみ減量ガイドライン」により、ごみの減量・再資源化に協力すること。

URL <https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/gomi/seido/100426.html>

イ 出店者は出店者の責務で出店スペースにごみ箱を設置し、適正に廃棄物食（排水含む）を処理すること。また、提供・販売したごみの回収に努め、他店のごみであっても、相互協力の視点から、持ち込まれたものは回収に努めること。

ウ 各出店者はごみ袋を用意し、ごみは必ず持ち帰ること。

エ 会場内での水洗及び排水は禁止とする。会場内の排水溝や側溝、植栽に流さないこと。

オ 本イベント終了後は、速やかに清掃を行うこと。

10. 応募方法

(1) 提出書類

ア 三番瀬海岸親水施設一般開放キッチンカー出店申請書

イ 誓約書

ウ 食品衛生法に基づく営業許可一式（写し）

エ 食品衛生責任者証（写し）

オ キッチンカーの車検証（写し）

カ キッチンカーの全体写真（ナンバープレートが確認できるもの及び販売状況がわかるもの）

キ 生産物賠償責任保険（PL 保険等）証書（写し）

※出店申請書と誓約書は市ホームページからダウンロードが可能。

(2) 提出先及び提出方法

浦安市環境部環境保全課（浦安市猫実 1-1-1 市庁舎 6 階）【直接又は郵送】

(3) 募集期間

令和7年9月24日(水)～10月8日(水)まで(郵送の場合、8日必着、土日・祝日を除く)

(4) 可否連絡

出店可否については、10月13日(月)までに書面を発送する。

なお、応募多数だった場合の抽選結果及び出店日時の抽選結果については、問い合わせを受け付けない。

1 1. その他留意事項

(1) 荒天や新型コロナウイルス感染症などの影響により、予告なく本イベントの中止や規模縮小など内容を変更する可能性がある。

なお、中止により出店できなかった際の材料費、人件費、売上など、一切の損失について、補てんあるいは補償をしない。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、手指衛生・密を避けるなどの対策すること。

(3) 風雨・西日などの気象対応は、出店者が行うこと。

(4) 敷地内の光熱水は使用不可。電力・調理用の水・その他販売に関わるものは、出店者が用意すること。

(5) 店舗外への貼り紙やスピーカー等を利用してBGMや呼び込み等は、他の出店者や来場者、近隣住民の迷惑となることから、行わないこと。

(6) 火気を使用する場合は、キッチンカーに消火器を設置すること。

(7) 販売終了後は、原状回復するとともに敷地内に販売物のごみがないか確認し、清掃を行うこと。

(8) 出店に起因する事故(火災や食中毒等)や苦情(販売品や営業方法に関するものを含む)は、出店者が全責任を負い、誠意をもって対応すること。

(9) 出店者は、その責めに帰する理由により、施設の全部又は一部を滅し、又は損傷した場合は、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。ただし、施設を現状に回復した場合は、この限りでない。

(10) 出店者の備品や販売品の盗難、破損及び紛失について、主催者は一切責任を負わない。

(11) 本要項に定めのない事項については、主催者の指示に従うこと。

(12) 食器、レジ袋などは環境に配慮したものを使用すること。

(13) 食品ロスが無いよう努めること。

12. 問い合わせ先

浦安市環境部環境保全課

電話：047-352-6482

FAX：047-381-7221

E-mail：kankyohozen@city.urayasu.lg.jp